

経 済 産 業 省

20161026貿局第1号
輸出注意事項28第29号

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成28年11月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成29年1月7日から施行する。